

令和5年 第12回 津久見市農業委員会定例会議事録

1. 開催期日 令和5年12月4日(月)
2. 開催場所 津久見市ふれあい交流センター
3. 開催時間 15時52分～16時44分
4. 出席委員

	出席委員	欠席委員	事務局
1番	瀬戸口 弥栄子 君	第6地区 川野 喜一 君	局長 宇都宮 志伸
2番	石井 嘉一郎 君		主幹 二村 真誠
3番	五十川 正文 君		
4番	上杉 益美 君		
5番	樋口 寛司 君		
6番	松尾 長生 君		
7番	渡邊 秀寿 君		
8番	岩崎 達也 君		
第1地区	上野 博明 君		
第2地区	大杉 栄一 君		
第3地区	前野 茂樹 君		
第4地区	加藤 尚喜 君		
第5地区	祖田 宗重 君		
第5地区	仲尾 次生 君		
第7地区	佐藤 梅太郎 君		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 会議書記の指名について
- 第3 議案審議
議案第28号 農地利用集積計画について
議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

会議開会時間 15時52分

事務局 ただいまから、令和5年第12回の定例会を始めたいと思います。
最初に会長の挨拶をお願いします。

会長 こんにちは。
賑やかな選挙がやっと終わりました、津久見の市政がどういう方向に向かうか、
将来楽しみにしております。
今、みかん取りが忙しい時期で大変恐縮ですが、よろしくをお願いします。

局長 こんにちは。
選挙立ち会人等いろいろとありがとうございました。
最近、また急に寒くなったり、暑くなったりいろいろ気温が変わってきますので、体調だけは気を付けて頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 本日、委員8名中、出席者8名で定例会は成立しています。
それでは、津久見市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなつておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願ひいたします。

議長 これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の指名を行います。津久見市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

【「異議なし」との声あり】

それでは（3番）五十川 正文委員、（4番）上杉 益美委員よろしくお願ひします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員を指名します。

議事日程第3の議案審議に入ります。

事務局 議案第28号の議案書をご覧ください。農地利用集積計画は2件です。議案書をもとに説明します。まず、1件目です。

【議案第28号1件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

1件目

- | | |
|----------|-------------------------|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字津久見字谷川1071番1ほか3筆 |
| ・設定面積 | 3,637㎡ |
| ・新規・更新の別 | 新規 |
| ・借り手 | ●●●● 津久見市大字津久見●●●●番地の● |
| ・貸し手 | ●●●● 津久見市大字津久見●●●●番地の●● |
| ・契約期間 | 5年間（R5.6.1～R10.5.30） |
| ・支払い方法 | みかん80kg |
| ・権利の種類 | 賃借権 |

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第2地区 ここは公会堂から上がって彦中橋を真っ直ぐ谷川奥の方になります。
一番奥にありますけど、みかん自体はまだたくさん残っていて、作業しやすい所
なので、他にイノシシ対策もできている所なので、あとの利用には、非常に条件
いいんじゃないかなと思っております。
農地を残したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

8番 補足でいいですか。
借り手の方ですけれども、協力隊の方の義理の親になります。
協力隊の名前で貸借できませんので、代わりに契約して、5年後にまた新たに、
協力隊の2人と契約したいという事です。
園地も見ましたけど、全部早生園で、かなり制限があつて、今一生懸命頑張つて
やっているような状況ですので、賛成をお願ひしたいと思います。

議 長 私も見まして、荒廃園だった所を、だいぶ綺麗にしておりまして、頑張っている
のだなというところが見受けられます。
私達としては、少しでも荒廃園地をなくすためにも作ってくれる人がいれば、
ありがたいと思うのですが。
ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手
を願ひます。

(質問、意見なし)

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第28号の1件目について、原案の
とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第28号1件目は原案のとおり承認されました。

事務局 議案第28号農地利用集積計画の2件目です。

【議案第28号2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

2件目

- | | |
|----------|---------------------------|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字千怒字雁床4739番1ほか2筆 |
| ・設定面積 | 3,104㎡ |
| ・新規・更新の別 | 新規 |
| ・借り手 | ●●●● 津久見市宮本町●番●号 |
| ・貸し手 | ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地 |
| ・契約期間 | 5年間 (R5. 4. 1～R10. 3. 31) |
| ・支払い方法 | 年1万円 |
| ・権利の種類 | 賃借権 |

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 現地確認をさせていただきましたが、3年前ぐらいに、みかん塾がある時に、現地で勉強会をした時に、苗木が植わっていたのですが、契約をしていたという事だった様な気がするのですが、まだそこを契約をしていなかったとのこと。借り手の方とは、長崎県・佐賀県に勉強会で一緒に行きまして、大分での仕事を辞めて本格的に農業をやるということで、貸し手の方の畑がそのままになっているので作ると非常にいいかなという事で、場所的にも良いのでよろしいんじゃないかと思えます。

議 長 5年っていう期間がちょっと短いような気がするのですが、そういうところで意見はなかったですか。

第1地区 そういう意見はありません。
一応、形的には8年目か9年目ぐらいになります。
苗木は全部、植えていたのですが、ちょっと苗木がかなりやられて、新たに成長するのだらうと思えます。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第28号の2件目について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成ですので、議案第28号2件目は原案のとおり承認されました。

事務局 議案第29号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第29号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字藤内4541番
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・面積 172㎡
- ・譲受人 ●●●● 津久見市中央町●番●●号
- ・譲渡人 ●●●● 福岡県久留米市東合川町●●番地●
- ・理由 (譲受理由) 畑として維持管理し、耕作するため
(譲渡理由) 耕作困難

譲り受渡し理由、耕作困難により、畑として維持管理し耕作する申請です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 現地確認をしました。ちょうどセントラルパークの斜め上、八ちゃん堂との間に背戸道があるのですが、その背戸道を上がったところに、現地がありまして、みかん等の木は、もう全く植わっていません。ただ、段々に2段になっていまして、あまり広くないですけども、入り口が1 mぐらいで、入るのに不便かなど。車は軽四が近くまで入るのですがあとは作業場まで歩いていくような形で、場所があまり広くありませんけど、野菜等作るのには良いのかなというふうに思いました。以上です。

議 長 私も現地を見まして、日当たりが良く、前に近所の人が野菜を作っていたのですが、良い野菜ができております。
下限面積撤廃という案件の中の、1つの案件ということで出ております。
ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 議案第30号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請は1件です。追認です。議案書をもとに説明します。

【議案第30号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字津久見字カシヤ5240番4ほか1筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 486㎡
- ・譲受人 ●●●● 津久見市大字津久見●●●●番地の●
- ・譲渡人 ●●●● 津久見市大字津久見●●●●番地
- ・転用目的 椎茸乾燥庫及び進入路
- ・農地区分等 第3種農地

転用目的は、椎茸乾燥庫及び進入路の用途に使用するための申請です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第3地区 この現場はさっき事務局の方が言いましたけど、津久見高校の第二グラウンドを過ぎた所を左に入った所です。鍛冶屋の民家を通り過ぎた所になります。この周りの耕作は、ほとんどもう、荒れたような状態で、これから迷惑をかけるということにはならないと思います。皆さんのご意見をお願いします。

議長 続きまして当番委員の報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

5番 先ほど委員がおっしゃったように、土地は結構周りが耕作放棄地のような状態で、何年も前から、ずいぶん荒れたような土地を、再利用するという事になっています。椎茸乾燥庫ということで、利用したほうがいいんじゃないかと思います。

8番 譲受人の方は、椎茸農家で一生懸命やってたんですけど、どこか、椎茸の乾燥する所がないかということで、かなり探し回り、譲渡人の方に行き着いたという経緯がございます。事前着工でもう建ってますので、始末書を提出しております。本来ならば事前に、定例会にかけて着工するべきだったんですけど、いまの時期になり、申し訳なく思っております。譲受人の方においても、かなり苦勞して今までやってきたので、ご審議の方、よろしくをお願いします。

議長 八戸地区が太平洋の関係で全員降りてきております。それで、八戸地区の部落の中でも、農地等あるはずなんですけどまだ案件が出ておりません。あそこの土地で椎茸をしている所が何件かあるんですが、まだ他にもどこかそういう案件が、出る可能性があるんで、皆さん農地パトロール等を行って、いろいろ後手後手にならないように、お願いしたいと思います。ただいまの事務局説明、地区担当委員及び当番委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

議 長 それでは以上をもちまして、津久見市農業委員会第12回定例会を閉会いたします。

会議閉会時間 16時44分

津久見市農業委員会会議規則第13条の規定により会議録を作成し、署名する。

令和5年12月4日

津久見市農業委員会会長 渡 邊 秀 寿

議事録署名委員 五十川 正 文

議事録署名委員 上 杉 益 美